

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に関する覚書

防衛施設庁及び建設省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）に関し、従来建設省が一元的に実施してきた都市行政、河川行政及び道路行政を多元化するものでないことを相互に確認するとともに、防衛施設周辺整備事業の特殊性を考慮して、下記により運用することとすることを了解して、覚書を交換する。

記

1 法第3条及び第8条の規定に係る工事

(1) 道路工事

法第3条及び第8条の規定により助成の対象とする道路工事は、都道府県道及び市町村道（ただし、道路法第56条の規定により建設大臣が指定する主要な都道府県道及び市道は除く。）に係るものに限るものとする。

(2) 河川工事

法第3条の規定により助成の対象とする河川工事は、河川法第9条第2項に規定する指定区間以外の一級河川に係る区間（直轄区間）を除いた河川に係るものとする。

(3) 砂防工事

法第3条の規定により助成の対象とする砂防工事は、砂防法第5条に規定するものとする。

(4) 海岸工事

法第3条の規定により助成の対象とする海岸工事は、海岸法第5条に規定する海岸管理者が行う海岸保全施設に係るものとする。

(5) 下水道工事

法第3条及び第8条の規定により助成の対象とする下水道工事は、法第3条の規定による場合にあっては、下水道法第2条第2号に規定する下水道に係るものとし、法第8条の規定による場合にあっては、下水道法第2条第4号に規定する流域下水道に係るものは含まないものとする。

(6) 公園工事

法第8条の規定により助成の対象とする公園工事は、住区基幹公園、公共用緑地及び避難緑地（公共用緑地及び避難緑地については、4ヘクタール以下の規模のもの）に係るものに限るものとする。

2 法第3条及び第8条の規定に係る予算措置等

(1) 1に掲げる工事のうち、次表甲欄に掲げるものに係る国の予算は、防衛施設庁に計上のうえ、建設省の一般会計に移し替え、建設省において、執行するものとする。

ただし、これらの工事のうち次表乙欄に掲げる工事は、防衛施設庁において執行するものとする。

甲	乙
道路工事	(1) 維持、補修工事。 (2) 幹線市町村道及び都市計画道路以外の市町村道の改築工事。 (3) 都道府県道、幹線市町村道及び都市計画道路で別途両省庁間で協議して定める改築工事。
河川工事	(1) 一級河川及び二級河川に係る河川工事のうち、別途両省庁で協議して定める小規模の改良工事及び維持、修繕工事。 (2) 河川法第100条に規定する準用河川に係る工事。 (3) 河川法が適用されない河川に係る工事。
公園工事	(1) 管理工事及び補植工事。 (2) 別途両省庁間で協議して定める一定規模未満の新設・改築工事。

(2) 1に掲げる工事に係る国の予算については、建設省が所掌する一般のこれら事業との計画の調整等を考慮し、その配分にあたっては、あらかじめ防衛施設庁は建設省と協議するものとする。

(3) 1に掲げる工事に係る採択基準、その他必要な事項については、別途両省庁間で協議して定めるものとする。

(4) 法第8条の規定により助成の対象とする道路工事に係る国の補助の割合については、建設省が所掌する一般の道路事業との均衡を考慮して次表のとおりとする。

ただし、沖縄県については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)の附則に定める補助の割合によるものとする。

工 事 種 別	補 助 の 割 合
改築（舗装新設を除く。）	4 / 5
舗装新設	3 / 4
補修	2 / 3

3 法第9条の規定に係る工事

(1) 道路工事

法第9条の規定により国が交付金を交付する道路工事は、市町村道(道路法第56条の規定により建設大臣が指定する主要な市道を除く。)に係るものに限るものとする。

(2) 下水道工事

法第9条の規定により国が交付金を交付する下水道工事は、下水道法施行令第24条の2に規定する補助対象施設に係るもの以外のものに限るものとする。

(3) 公園工事

法第9条の規定により国が交付金を交付する公園工事は、面積1ヘクタール未満の公園に係る工事で、事業費1,000万円未満のもの及び都市公園法施行令第14条に規定する補助対象施設に係るもの以外のものに限るものとする。

4 法第9条の規定に係る予算措置等

(1) 法第9条の規定により国が交付金を、3に掲げる道路（ただし、幹線市町村道及び都市計画道路に限る。）及び公園（ただし、都市公園法施行令第14条に規定する補助対象施設以外のものに係るものを除く。）に係る工事について交付する場合においては、当該工事に係る毎年度の実施計画について、あらかじめ防衛施設庁は建設省と協議するものとする。

5 法第3条、第8条及び第9条の規定により国がその費用を補助し、及び交付金を交付する工事には、建設省所管事業に関しては、第3条の規定による場合にあっては、道路、河川、砂防、海岸及び下水道に関する工事以外のものは、第8条及び第9条の規定による場合にあっては、道路、公園、緑地及び下水道に関する工事以外のものは、それぞれ該当しないものとする。

6 法第5条第3項の規定に係る予算措置等

法第5条第3項の規定により国が助成の措置を採る建設省所管に係る公共施設の整備に係る国の予算（2(1)の表乙欄に掲げる工事に係るものを除く。）は防衛施設庁に計上のうえ、建設省の一般会計に移しかえ、建設省において執行するものとする。また、同条同項の規定による建設省所管に係る公共施設の整備については、2(2)及び2(3)の定めるところを準用するものとする。

7 その他

(1) 法第9条の規定に基づき交付金の交付の対象とする公共用の施設には、国が設置するもの及び国の補助により設置するものを除くことを、政令において措置するものとする。

(2) 法第4条、第5条第1項及び第6条第1項の規定により、防衛施設庁長官が第一種区域、第二種区域及び第三種区域をそれぞれ指定するにあたっては、あらかじめ、建設大臣に協議するものとする。

(3) 本法において、「関係行政機関の長」には、建設大臣が含まれるものとする。

(4) 法第3条、第5条第3項、第8条及び第9条に基づく助成に係る建設省所管事業のうち、1、3及び6に係る事業以外の事業の実施については、建設省は、防衛施設庁の要望を配慮するものとする。

昭和49年2月8日

防衛施設庁長官

田代 一正

建設省事務次官

大津留 温